



埼玉司法書士会 新春対談2018



「あなたの暮らしのすぐそばに」司法書士がお役に立ちます



フリーアナウンサー

埼玉司法書士会会长

吉田名保美 × 山寄秀美

2018年の飛躍を誓う山寄秀美会長(右)と今年も「豊かな埼玉をくくる県民の集い 新年賀詞交換会」の司会を務める吉田名保美アナウンサー(左)さいたま市浦和区の浦和ロイヤルパインズホテルにて対談

法人化半世紀 市民に身近な法律家として

日本における司法書士制度誕生は1872(明治5)年。以降、司法書士は登記手続きや裁判事務を中心として、ここ数年は登記以外にも成年後見や簡易訴訟代理などの重要な役割も担い「市民に身近な法律家」としての立場を鮮明にしている。2018年新春を迎えた、フリーアナウンサーの吉田名保美さんが埼玉司法書士会の山寄秀美会長に聞いた。

(構成 埼玉新聞社クロスマディア局)

日本における司法書士制度誕生は1872(明治5)年。以降、司法書士は登記手続きや裁判事務を中心として、ここ数年は登記以外にも成年後見や簡易訴訟代理などの重要な役割も担い「市民に身近な法律家」としての立場を鮮明にしている。2018年新春を迎えた、フリーアナウンサーの吉田名保美さんが埼玉司法書士会の山寄秀美会長に聞いた。

—あけましておめでとうございます。「埼玉司法書士会」は法人化されて半世紀を迎えられます。誠におめでとうございます。

ありがとうございます。大正8年9月公布の司法代書人法で

会の設置が定められ、司法代書

人会は発足しました。当時は、

裁判所の監督下にあつたため浦

和地方裁判所所属司法代書人会

という長い名称でした。その後

法律改正や登記事務の司法事務

局、法務局への移管に伴い、名

称も浦和司法事務局所属司法書

士会と変わり、昭和31年に

—司法書士は、とても歴史があ

る制度ですね。

司法書士の起源は、明治5年

8月3日の司法職務定制(太政

官無号達)に定められた代書人

で、後の法律で司法代書人、司

法書士と名称が変わりました

—司法書士が締結を推進して

いる「空き家対策協定」はどの

ようなものですか。

埼玉司法書士会では、平成29

年度現在、3市町と空き家対策

協定を締結しています。その内

容は、協定締結市町の市民等の

安心・安全な生活を守るために、

当会が行政と連携して空き家対

策に関する必要な協力をすることです。

—成年後見制度について新たな

動きがあるということですが。

平成28年5月、成年後見制度

の利用の促進に関する法律が施

行されました。この法律は、成

年後見制度をノーマライゼーシ

ョン(成年被後見人が成年被後

見人でない者と等しく、基本的

人権を享有する個人としてその

尊厳が重んぜられ、その尊厳に

ふさわしい生活を保障されることを言います)、自己決定権の

尊重、身上保護の重視といった

理念に沿うように改めたうえで

その利用促進をすることを目的

としています。成年後見制度の

利用者数は約20万人(平成28年

12月末時点)であり、全国で5

00万人以上とされる認知症患

者の数に比べると決して十分と

はいえません。そのため法律で

は、国、地方公共団体に利用促

進施策の策定・実施の責務を課

し、国民に施策への協力を求め

ています。国、地方公共団体、

国民と家庭裁判所も含めた関係

機関が相互連携し、成年後見制

度を社会のインフラとして行く

度を社会のインフラとして行く

の構築や運営等に専門性を活か

した貢献ができるよう協力して

いきたいと考えます。

—埼玉司法書士会ではほかにどう

な活動をされていますか。

1950(昭和25)年生まれ。

草加市出身。早稲田大学理学

部卒。85年司法書士試験合格。

86年草加市に個人事務所開業。

2001年埼玉司法書士会理事

(8期連続)。15年5月同会会長に就任(2期目)。

※詳細はお問合せください。

2018年の飛躍を誓う山寄秀美会長(右)と今年も「豊かな埼玉をくくる県民の集い 新年賀詞交換会」の司会を務める吉田名保美アナウンサー(左)さいたま市浦和区の浦和ロイヤルパインズホテルにて対談

—あけましておめでとうございます。「埼玉司法書士会」は法人化されて半世紀を迎えられます。誠におめでとうございます。

ありがとうございます。大正8年9月公布の司法代書人法で

会の設置が定められ、司法代書

人会は発足しました。当時は、

裁判所の監督下にあつたため浦

和地方裁判所所属司法代書人会

という長い名称でした。その後

法律改正や登記事務の司法事務

局、法務局への移管に伴い、名

称も浦和司法事務局所属司法書

士会と変わり、昭和31年に

—司法書士は、とても歴史があ

る制度ですね。

司法書士の起源は、明治5年

8月3日の司法職務定制(太政

官無号達)に定められた代書人

で、後の法律で司法代書人、司

法書士と名称が変わりました

—司法書士が締結を推進して

いる「空き家対策協定」はどの

ようなものですか。

埼玉司法書士会では、平成29

年度現在、3市町と空き家対策

協定を締結しています。その内

容は、協定締結市町の市民等の

安心・安全な生活を守るために、

当会が行政と連携して空き家対

策に関する必要な協力をすることです。

—成年後見制度について新たな

動きがあるということですが。

平成28年5月、成年後見制度

の利用の促進に関する法律が施

行されました。この法律は、成

年後見制度をノーマライゼーシ

ョン(成年被後見人が成年被後

見人でない者と等しく、基本的

人権を享有する個人としてその

尊厳が重んぜられ、その尊厳に

ふさわしい生活を保障されることを言います)、自己決定権の

尊重、身上保護の重視といった

理念に沿うように改めたうえで

その利用促進をすることを目的

としています。成年後見制度の

利用者数は約20万人(平成28年

12月末時点)であり、全国で5

00万人以上とされる認知症患

者の数に比べると決して十分と

はいえません。そのため法律で

は、国、地方公共団体に利用促

進施策の策定・実施の責務を課

し、国民に施策への協力を求め

ています。国、地方公共団体、

国民と家庭裁判所も含めた関係

機関が相互連携し、成年後見制

度を社会のインフラとして行く

度を社会のインフラとして行く

の構築や運営等に専門性を活か

した貢献ができるよう協力して

いきたいと考えます。

—埼玉司法書士会ではほかにどう

な活動をされていますか。

1950(昭和25)年生まれ。

草加市出身。早稲田大学理学

部卒。85年司法書士試験合格。

86年草加市に個人事務所開業。

2001年埼玉司法書士会理事

(8期連続)。15年5月同会会長に就任(2期目)。

※詳細はお問合せください。

か。

<p